

地域社会雇用創造事業実施要領

第1 趣旨

この事業は、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(平成21年12月8日)の一環として地域社会雇用創造事業交付金(以下「交付金」という。)を交付して社会的企業支援基金を造成し、この基金を活用することにより、社会的企業の創業および人材創出を支援する等の事業(以下「本事業」という。)を実施し、地域社会における事業と雇用を加速的に創造することを目的とする。

第2 事業者

- (1) NPO等(下記2(1) 参照)
- (2) 地方公共団体

なお、(1)が応募する場合は、基金の運営及び管理を含め、本事業を適確に遂行するに足る能力・経験・実績等を有するものとする。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体は、補助金交付の対象者とはしないものとする。

第3 本事業の内容・実施

1 概要

事業者は自ら、交付金により基金を造成し、次の2つの事業またはどちらか一方を行うこととする。なお、本事業には、次の2つの事業に係る周知及び広報並びに基金の運営及び管理等を含むものとする。

(1) 社会起業インキュベーション事業

NPOや社会起業家など社会的企業等の創業・事業化を通じて、「地域社会雇用」を創造する。このため、社会起業プラン・コンペティションを通じて、スタートアップ等を支援する。(事業全体で800名を目途)

(2) 社会的企業人材創出・インターンシップ事業

社会的企業分野におけるインターンシップを含めた人材創出に取り組む。(事業全体で12,000名を目途)

2 具体的内容等

(1) 定義

NPO等

ア)一般社団・財団法人等の公益法人又は特定非営利活動法人、並びに、社会的企業としての活動も行う事業協同組合又は営利法人(株式会社・有限会社等)等

イ)上記ア)に掲げる主体のうち複数の事業者が構成メンバーとなり、連携・協働して形成する一の事業者

なお、イ)は、構成メンバーのうち、主たる事業者及び基金管理・運営者を特定するとともに、構成メンバー間の機能・役割分担を明確化したものに限る。

社会的企業

下記(2) ~ に掲げる分野など、地域の生活に密接に関連するサービ

事業を行う主体であって、当該分野における少子高齢化や環境被害、地域の衰退等の社会的課題について、事業性を確保しながら自ら解決しようとする姿勢を積極的に打ち出し、非営利事業を行うNPO等のこと。継続的に事業を行う主体であり、一度限りのボランティア活動等を行う主体ではない。

社会起業

社会的企業の起業

社会起業プラン・コンペティション

社会的企業の起業を目指した事業計画書を募集、選考、評価し、起業支援する案件を決定すること。

インターンシップ

職場体験のこと。

インキュベーション

起業支援のこと。

(2) 本事業の対象分野

以下の分野など、地域の創意工夫や発意を基点とした自主的な取組に関するものとする。(分野を複合的に組み合わせた取組も含む。)

福祉・介護・子育て

就労・起業支援

農林・漁業振興

地球温暖化防止・リサイクル

まちづくり・商店街振興

地域資源を活かした観光・産業振興

(3) 本事業の実施

以下のどちらか一方または両方の事業を組み合わせた事業とする。対象経費の区分は別表のとおりとする。なお、下記第4の11に後掲するとおり、本事業は、平成23年度末までに終了するものとする。(ただし、平成23年度末までに実施した本事業にかかる精算については、平成24年6月末まで延長することができる。)

社会起業インキュベーション事業

- ・ 事業者は、募集する社会起業の支援内容、期間、支援額などを定めた規定を作成した上で、外部有識者から構成される選定・評価委員会を設置し、社会起業プラン・コンペティションを開催する。
- ・ 上記コンペティション毎に、選定・評価委員会の審査・選考を経て、優秀な事業計画書の策定者に対し、事業者は「起業支援金」を提供する。
- ・ 起業支援金の提供先となる個人については、事業者の定める規定の他、以下の通りとする。
 - 起業支援事業を適確に遂行するに足る能力を有する者とする。なお、同じ個人が本事業期間内に、異なる事業者から、起業支援金を提供されてはならない。
 - 新たに企画された事業であること(既存事業(実質的にそのように判断されるものを含む。)の振替でないこと。)
 - 建設・土木事業でないこと。

- 雇用・就業機会を創出する効果が高い事業であること。
- 事業の対象とする地域内にニーズがあり、社会起業にふさわしい事業であること。
- ・ 起業支援金については、事業者の定める規定の他、以下の通りとする。
 - 提供者一人当たりの支援額の上限を、原則として300万円とする。
(上記上限の範囲内において、複数回にわたり段階的に提供することも可能とする。)
 - 上記上限を超えて提供する場合は、その合理的理由を規定上明記するとともに、事業全体に係る提供者一人当たりの支援額の平均については、300万円を超えないものとする。
 - 起業支援金に係る対象経費は、新たな事業活動を実施するために必要な経費であって、概ね以下の経費とする。
人件費、謝金、旅費交通費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料および損料、会議費、委託費など事業実施に必要と認められる経費
- ・ 事業者は、起業支援対象者の起業状況等を適切に把握及び指導監督するため、事業者の定める規定の他、対象者と次の事項を含めた契約を結び、不正に使用されることがないようにしなければならない。
 - (1) 起業支援事業の予定期間及び終了予定期日
 - (2) 予定される事業費及び人件費
 - (3) 起業支援対象者は、起業支援事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類(領収書等経費の支出を証する書類)を整理保管しておかなければならないこと。
 - (4) 起業支援対象者が事業の実施に当たり契約に反した場合には、支援金の一部又は全部を返還させる権利を有するものであること。
 - (5) 起業支援対象者は、事業が終了した場合は、経理に関する書類、起業状況等を内容に含む実績報告を作成し、事業者に提出するとともに、ホームページ等で公表しなければならないこと。
 - (6) 支援金は、(5)により支援金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。
 - (7) 前項の規定により支援金の概算払を受けようとするときは、概算払請求金額の算出内訳及び概算払を必要とする理由を付して、概算払請求書を提出させること。
 - (8) (5)により支援額を確定した結果、既にその額を超える支援金が概算払いされているときは、その超える部分の支援金を返還させること。

社会的企業人材創出・インターンシップ事業

- ・ 事業者は、募集する研修の研修内容、期間、研修生の要件などを定めた規定を作成し、研修生(学生を含む。)を募集・選考する。
- ・ 事業者は、研修生に対し、研修を実施する。研修の内容は、事業者の定める規定の他、以下の通りとする。
 - 研修期間は、概ね延べ6週間(30日間)以上を目途とする。なお、

研修生に対しては、当該期間中「活動支援金」(月10万円を上限とする)を交付することができる。

- 事業者等における研修と地域実地研修を組み合わせる。地域実地研修では、社会的企業へのインターンシップを積極的に活用するとともに、インターネット等を活用した上で、事業者から一定の課題を提供する。
- 事業者自らまたは専門家に委託し、きめ細かに研修生の指導をすることにより、課題消化をフォローアップする。インターンシップ先の社会的企業等は研修生の動きをフォローアップし、必要に応じ、事業者に状況報告させる。
- 事業者は、研修終了時点で、研修生を評価し、適格者に対し研修修了証を交付する。
- 事業者は、研修修了生の就職状況等を適切に把握するため、例えば、研修終了生の起業・事業化等に関する情報の相互発信・意見交換等を行うため「オンライン交流ネットワーク」を設置する。
- ・ 「活動支援金」の提供にあたっては、事業者において規定する事項の他、次の条件を設けることとし、不正に使用されないようにしなければならない。
 - 活動支援金の対象者は以下の条件を満たす者とする。
 - 研修を受講し、修了する見込みがある者
 - 申し込み時点で年収見込みが200万円以下、かつ世帯全体の年収見込みが300万円以下。
 - 世帯全体で保有する金融資産が800万円以下。
 - 現在住んでいる所以外に土地・建物を所有していない
 - 過去3年間に不正行為により、国の給付金等の支給を受けていない。
 - これらについて証明できるものの提示を求めること等により、確認すること。
 - 偽り及びその他不正の行為により支給を受け、又は受けようとした場合は、事業者は、支援金の一部又は全部を返還させる権利を有するものであること。

第4 本事業の管理・運営

1 基金の造成

基金は、別に定める「地域社会雇用創造事業交付金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)に基づき、国からの交付金を受けて造成するものとする。

2 基金の運用方法

(1) 基金の運用については、次の方法によるものとする。

国債、地方債その他確実かつ有利な有価証券の取得

金融機関への預金

信託業務を営む銀行又は信託銀行への金銭信託(ただし、元本保証のあるものに限る。)

3 基金の果実

基金の運用によって生じた果実は、基金に繰り入れるものとする。

4 基金の取崩しの制限

基金（3により繰り入れられた果実を含む。）は、第3に掲げる本事業を実施する場合を除き、これを取り崩してはならないものとする。

5 基金の残額の取扱い

事業者は、本事業の終了時において、基金に残額がある場合は別に定める手続きに従い、これを国庫に納付するものとする。

6 本事業の計画、実績報告、評価等

- (1) 事業者は、交付金の交付申請時に地域社会雇用創造事業計画書（全体）（別紙様式1号）を、各事業年度の開始前に地域社会雇用創造事業計画書（別紙様式2号）を作成し、内閣総理大臣及び別途定める民間有識者から構成される選定・評価委員会に提出し、その確認を受けるとともに、これを公表するものとする。
- (2) 事業者は、前項の計画を変更しようとする場合には、あらかじめ地域社会雇用創造事業計画変更書（別紙様式3号）を作成し、内閣総理大臣及び選定・評価委員会に提出し、その確認を受けるとともに、これを公表するものとする。
- (3) 事業者は、基金造成時以降半期ごと（9、3月末）に、当該半期に終了した本事業について、地域社会雇用創造事業実績報告書（別紙様式4号）を作成し、当該半期終了の翌月20日までに、内閣総理大臣及び選定・評価委員会に提出するとともに、これを公表するものとする。
- (4) 事業計画の策定及び事業の実施にあたっては、必要に応じて、選定・評価委員会ほか関係者の意見を聴くこととする。

7 事務連絡調整会議の開催

事業者は、事業の適正かつ円滑な実施を確保するため、国及び選定・評価委員会並びに他の事業者等と必要に応じ連絡・調整を図ることを目的に、共同で第三者に委託して事務連絡調整会議を設置し、内閣府の指導・監督の下、随時開催するものとする。

8 本事業の担当窓口の明確化

事業者は、本事業に係る担当窓口を明確にし、本事業を周知し、広報するとともに、社会起業インキュベーション事業の募集や、社会的企業人材創出・インターンシップ事業における研修生の募集に関する問い合わせに対応するものとする。

9 本事業の中止又は廃止

- (1) 事業者は、本事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ地域社会雇用創造事業中止（廃止）承認申請書（別紙様式5号）を作成し、内閣総理大臣及び選定・評価委員会に提出し、その承認を受けなければならないものとする。
- (2) 内閣総理大臣は、(1)の承認をする場合において、必要に応じて、条件を付することができるものとする。

10 本事業の事故の報告

事業者は、本事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに内閣総理大臣に報告し、その指示を受けなければならない。

11 本事業の終了等

- (1) 本事業は、平成23年度末までとする。ただし、平成23年度末までに実施した本事業にかかる精算については、平成24年6月末まで延長することができる。
- (2) 内閣総理大臣は、(1)に定める場合のほか、次に掲げる場合には、本事業について終了又は変更を命ずることができるものとする。
 - 事業者が、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律179号。以下「適正化法」という。）補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令255号。以下「適正化法施行令」という。）交付要綱若しくはこの要領又はこれらに基づく内閣総理大臣の処分若しくは指示に違反した場合
 - 事業者が、基金を本事業以外の用途に使用した場合
 - 事業者が、基金の管理運営及び本事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合
 - その他基金の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (3) 内閣総理大臣は、(2)の終了又は変更を命じた場合において、期限を付して、基金から支出した金額に相当する金額について、基金に充当することを命ずることができるものとする。
- (4) (3)の期限内に基金に充当がなされない場合には、内閣総理大臣は、未納に係る額に対して、その未納に係る期間に応じて年利5.0%の割合で計算した延滞金の基金への充当を併せて命ずるものとする。
- (5) 基金の解散後において、事業者等から基金への返還があった場合には、これを国庫に納付しなければならない。

12 本事業の経理等

- (1) 事業者は、本事業の経理について、経費ごとに会計帳簿を備え、他の経理と明確に区分して収入額及び支出額を記載し、基金の用途を明らかにしておかなければならないものとする。
- (2) 事業者は、(1)の経理を行う場合、その支出の内容を証する書類を整備して、会計帳簿とともに本事業の完了した日（9の(1)による本事業の中止又は廃止の承認を受けた場合及び11の(2)による本事業の終了を命じられた場合を含む。）の属する会計年度の終了後5年間、内閣総理大臣の要求があったときは、いつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければならないものとする。

13 本事業の検査等

- (1) 内閣総理大臣は、本事業の適正を期するため必要があるときは、事業者に対し報告を求め、又は内閣府職員に事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。
- (2) 内閣総理大臣は、(1)の調査により、適正化法、適正化法施行令、交付要綱及びこの要領の内容に適合しない事実が明らかになった場合には、事業者に

対し、適合させるための措置をとるべきことを命ずることができるものとする。

14 各種助成金との併給調整

本事業を行う事業者に対する交付金の支給事由と同一の事由により支給要件を満たすこととなる各種助成金のうち国が実施するもの（国が他の団体等に委託して実施するものを含む。）との併給はできないものとする。

第5 本事業の上積み

事業者は、第3及び第4の規定により本事業を実施するとともに、併せて、自らの財源により、本事業の上積みができるものとする。

第6 財産の取得制限

事業者が本事業を実施する場合に必要となり取得する財産（委託事業の委託先が委託事業を実施する場合に取得する財産を含む。）は、取得価格又は効用の増加価格が50万円未満のものとし、50万円以上の財産の取得は認めないものとする。

第7 付則

本事業の対象は、交付決定日以降に開始されたものについて、活用できるものとする。

別表

対象経費の区分	内容
人件費	職員人件費
事業費	委員等謝金、講師謝金、ボランティア謝金、職員等旅費、委員等旅費、講師旅費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、会場借料、バス借料、募集広告費、委託費、起業支援金、活動支援金、事務連絡調整会議の委託費等
管理費	人件費、事業費以外の管理費

様式第 1 号

地域社会雇用創造事業計画書（全体）の提出について

平成 年 月 日

内閣総理大臣 殿
選定・評価委員会 殿

（代表者 組織・役職・氏名） 印

地域社会雇用創造事業の事業計画書(全体)について以下の通り提出いたします。

1. 事業名

2. 事業実施のスケジュール

	(1) 社会起業インキュベーション事業	(2) 社会的企業人材創出・インターンシップ事業
平成22年3月		
4月		
5月		
...		
平成24年		

3. 各事業の概要

(1) 社会起業インキュベーション事業

(2) 社会的企業人材創出・インターンシップ事業

4. 実施される取組の効果を把握するための数値目標と、目標を達成するための措置。

5. 必要経費の概算

別紙 様式1 2

様式第2号

地域社会雇用創造事業計画書（平成 年度）の提出について

平成 年 月 日

内閣総理大臣 殿
選定・評価委員会 殿

（代表者 組織・役職・氏名） 印

地域社会雇用創造事業の事業計画書（平成 年度）について以下の通り提出いたします。

1. 事業名

2. 事業実施のスケジュール

	(1) 社会起業インキュベーション事業	(2) 社会的企業人材創出・インターンシップ事業
平成 年 4 月		
5 月		
6 月		
...		

3. 各事業の概要

(1) 社会起業インキュベーション事業

(2) 社会的企業人材創出・インターンシップ事業

4. 実施される取組の効果を把握するための数値目標と、目標を達成するための措置。

5. 必要経費の概算

別紙 様式 2 2

様式第3号

地域社会雇用創造事業計画の変更について

平成 年 月 日

内閣総理大臣 殿
選定・評価委員会 殿

(代表者 組織・役職・氏名) 印

地域社会雇用創造事業の事業計画について以下の通り変更したいので申請いたします。

- 1 . 事業名
- 2 . 計画変更の内容及び理由
- 3 . 計画変更年月日
- 4 . 添付書類
(1) 変更後の事業計画書

様式第4号

地域社会雇用創造事業の実績報告書(平成 年度 半期)
の提出について

平成 年 月 日

内閣総理大臣 殿
選定・評価委員会 殿

(代表者 組織・役職・氏名) 印

標記について、別紙のとおり提出する。

1. 事業名
2. 各事業の進捗状況の概要
 - (1) 社会起業インキュベーション事業
 - (2) 社会的企業人材創出・インターンシップ事業
3. 設定した目標についての達成状況

様式第5号

地域社会雇用創造事業の中止（廃止）承認申請について

平成 年 月 日

内閣総理大臣 殿
選定・評価委員会 殿

（代表者 組織・役職・氏名） 印

標記について、次のとおり事業を中止（廃止）したいので、関係書類を添えて申請する。

- 1 事業名
- 2 中止（廃止）予定期日
- 3 中止（廃止）するに至った理由
- 4 添付書類